

国立大学法人東京農工大学職員給与規程の一部改正

現行	改正	改正理由																		
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条―第9条)</p> <p>第2章 俸給(第10条―第19条)</p> <p>第3章 給与の特例等(第20条・第21条)</p> <p>第4章 諸手当(第22条―第43条)</p> <p>第5章 規程の実施(第44条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第4章 諸手当 (住居手当)</p> <p>第27条 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条―第9条)</p> <p>第2章 俸給(第10条―第19条)</p> <p>第3章 給与の特例等(第20条・第21条)</p> <p>第4章 諸手当(第22条―第43条)</p> <p>第5章 規程の実施(第44条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第4章 諸手当 (住居手当)</p> <p>第27条 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="134 1005 436 1053">職員の区分</th> <th colspan="2" data-bbox="436 1005 1008 1053">手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="134 1053 436 1220">一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている</td> <td colspan="2" data-bbox="436 1053 1008 1220">次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="134 1220 436 1348"></td> <td data-bbox="436 1220 705 1348">イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員</td> <td data-bbox="705 1220 1008 1348">家賃の月額から12,000円を控除した額</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	手当額		一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている	次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額			イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から12,000円を控除した額	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1030 1005 1344 1053">職員の区分</th> <th colspan="2" data-bbox="1344 1005 1904 1053">手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1030 1053 1344 1220">一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている</td> <td colspan="2" data-bbox="1344 1053 1904 1220">次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ右欄に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1030 1220 1344 1348"></td> <td data-bbox="1344 1220 1590 1348">イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員</td> <td data-bbox="1590 1220 1904 1348">家賃の月額から16,000円を控除した額</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	手当額		一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている	次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ右欄に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額			イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から16,000円を控除した額	
職員の区分	手当額																			
一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている	次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額																			
	イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から12,000円を控除した額																		
職員の区分	手当額																			
一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている	次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ右欄に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額																			
	イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から16,000円を控除した額																		

<p>職員(本学、他の法人等又は国から宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。)</p>	<p>ロ 月額 <u>23,000</u> 円を超える家賃を支払っている職員</p>	<p>家賃の月額から <u>23,000</u> 円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が <u>16,000</u> 円を超えるときは、<u>16,000</u> 円)を11,000円に加算した額</p>	<p>職員(本学、他の法人等又は国から宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。)</p>	<p>ロ 月額 <u>27,000</u> 円を超える家賃を支払っている職員</p>	<p>家賃の月額から <u>27,000</u> 円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が <u>17,000</u> 円を超えるときは、<u>17,000</u> 円)を11,000円に加算した額</p>
<p>二 第29条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(本学、他の法人等又は国から貸与されている宿舍を除く。)を借り受け、月額 <u>12,000</u> 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認めたもの</p>	<p>(略)</p>		<p>二 第29条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(本学、他の法人等又は国から貸与されている宿舍を除く。)を借り受け、月額 <u>16,000</u> 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認めたもの</p>	<p>(略)</p>	
<p>2~5 (略) (期末手当) 第38条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条及び次条において同じ。)において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月</p>			<p>2~5 (略) (期末手当) 第38条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条及び次条において同じ。)において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月</p>		

額の合計額に、次の表(1)に定める職員にあつては、俸給、俸給の調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「役職段階別加算額」という。)(次の表(2)に定める職員(以下「特定幹部職員」という。))にあつては、その額に俸給月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「管理職加算額」という。)を加算した額を加算した額を基礎として、100分の130を乗じて得た額(特定幹部職員にあつては、100分の110を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。

(表は省略)

表(2)

俸給表	管理職手当の区分	職務の級	加算割合
教育職俸給表	I種	5級	100分の25
	II種		100分の15
	III種(図書館長に限る。)		100分の10
(略)	(略)	(略)	(略)

(表は省略)

3～5 (略)

(勤勉手当)

第39条 (略)

2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算

額の合計額に、次の表(1)に定める職員にあつては、俸給、俸給の調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「役職段階別加算額」という。)(次の表(2)に定める職員(以下「特定幹部職員」という。))にあつては、その額に俸給月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「管理職加算額」という。)を加算した額を加算した額を基礎として、100分の130を乗じて得た額(特定幹部職員にあつては、100分の110を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。

(表は省略)

表(2)

俸給表	管理職手当の区分	職務の級	加算割合
教育職俸給表	I種	5級	100分の25
	II種		100分の15
	(削る)		(削る)
(略)	(略)	(略)	(略)

(表は省略)

3～5 (略)

(勤勉手当)

第39条 (略)

2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算

額を加算した額(以下「勤勉手当基礎額」という。)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に前項に掲げる職員がそれぞれの基準日現在の扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に、100分の94.1(特定幹部職員にあっては100分の114.1)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

(表は省略)

3・4 (略)

別表第4(第13条関係)

イ 教育職俸給表昇格時対応号俸表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸			
	2級	3級	4級	5級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
50	(略)	<u>30</u>	(略)	(略)
51	(略)	<u>31</u>	(略)	(略)
52	(略)	<u>32</u>	(略)	(略)
53	(略)	<u>33</u>	(略)	(略)
54	(略)	<u>33</u>	(略)	(略)
55	(略)	<u>33</u>	(略)	(略)
56	(略)	<u>34</u>	(略)	(略)
57	(略)	<u>34</u>	(略)	(略)

額を加算した額(以下「勤勉手当基礎額」という。)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に前項に掲げる職員がそれぞれの基準日現在の扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に、100分の95(特定幹部職員にあっては100分の115)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

(表は省略)

3・4 (略)

別表第4(第13条関係)

イ 教育職俸給表昇格時対応号俸表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸			
	2級	3級	4級	5級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
50	(略)	<u>29</u>	(略)	(略)
51	(略)	<u>30</u>	(略)	(略)
52	(略)	<u>30</u>	(略)	(略)
53	(略)	<u>31</u>	(略)	(略)
54	(略)	<u>31</u>	(略)	(略)
55	(略)	<u>32</u>	(略)	(略)
56	(略)	<u>32</u>	(略)	(略)
57	(略)	<u>33</u>	(略)	(略)

58	(略)	<u>34</u>	(略)	(略)	58	(略)	<u>33</u>	(略)	(略)
59	(略)	<u>35</u>	(略)	(略)	59	(略)	<u>34</u>	(略)	(略)
60	(略)	<u>35</u>	(略)	(略)	60	(略)	<u>34</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
62	(略)	<u>36</u>	(略)	(略)	62	(略)	<u>35</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
75		<u>38</u>	(略)	(略)	75		<u>37</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
77		<u>39</u>	(略)	(略)	77		<u>38</u>	(略)	(略)
78		<u>39</u>	(略)	(略)	78		<u>38</u>	(略)	(略)
79		<u>40</u>	(略)	(略)	79		<u>39</u>	(略)	(略)
80		<u>40</u>	(略)	(略)	80		<u>39</u>	(略)	(略)
81		<u>41</u>	(略)	(略)	81		<u>39</u>	(略)	(略)
82		<u>41</u>	(略)	(略)	82		<u>40</u>	(略)	(略)
83		<u>41</u>	(略)	(略)	83		<u>40</u>	(略)	(略)
84		<u>42</u>	(略)	(略)	84		<u>40</u>	(略)	(略)
85		<u>42</u>	(略)	(略)	85		<u>41</u>	(略)	(略)
86		<u>42</u>	(略)	(略)	86		<u>41</u>	(略)	(略)
87		<u>43</u>	(略)	(略)	87		<u>41</u>	(略)	(略)
88		<u>43</u>	(略)	(略)	88		<u>42</u>	(略)	(略)
89		<u>43</u>	(略)	(略)	89		<u>42</u>	(略)	(略)
90		<u>44</u>	(略)	(略)	90		<u>42</u>	(略)	(略)
91		<u>44</u>	(略)	(略)	91		<u>43</u>	(略)	(略)
92		<u>44</u>	(略)	(略)	92		<u>43</u>	(略)	(略)
93		<u>45</u>	(略)	(略)	93		<u>43</u>	(略)	(略)

94	<u>45</u>	(略)	(略)	(略)	94	<u>44</u>	(略)	(略)	(略)
95	<u>45</u>	(略)	(略)	(略)	95	<u>44</u>	(略)	(略)	(略)
96	<u>45</u>	(略)	(略)	(略)	96	<u>44</u>	(略)	(略)	(略)
97	<u>46</u>	(略)	(略)	(略)	97	<u>45</u>	(略)	(略)	(略)
98	<u>46</u>	(略)	(略)	(略)	98	<u>45</u>	(略)	(略)	(略)
99	<u>46</u>	(略)	(略)	(略)	99	<u>45</u>	(略)	(略)	(略)
100	<u>46</u>	(略)	(略)	(略)	100	<u>45</u>	(略)	(略)	(略)
101	<u>47</u>	(略)	(略)	(略)	101	<u>46</u>	(略)	(略)	(略)
102	<u>47</u>	(略)	(略)		102	<u>46</u>	(略)	(略)	
103	<u>47</u>	(略)	(略)		103	<u>46</u>	(略)	(略)	
104	<u>47</u>	(略)	(略)		104	<u>46</u>	(略)	(略)	
105	<u>48</u>	(略)	(略)		105	<u>47</u>	(略)	(略)	
106	<u>48</u>	(略)	(略)		106	<u>47</u>	(略)	(略)	
107	<u>48</u>	(略)	(略)		107	<u>47</u>	(略)	(略)	
108	<u>48</u>	(略)	(略)		108	<u>47</u>	(略)	(略)	
109	<u>49</u>	(略)	(略)		109	<u>48</u>	(略)	(略)	
110	<u>49</u>	(略)	(略)		110	<u>48</u>	(略)	(略)	
111	<u>49</u>	(略)	(略)		111	<u>48</u>	(略)	(略)	
112	<u>50</u>	(略)	(略)		112	<u>48</u>	(略)	(略)	
113	<u>50</u>	(略)	(略)		113	<u>49</u>	(略)	(略)	
114	<u>50</u>	(略)	(略)		114	<u>49</u>	(略)	(略)	
115	<u>51</u>	(略)	(略)		115	<u>49</u>	(略)	(略)	
116	<u>51</u>	(略)	(略)		116	<u>50</u>	(略)	(略)	
117	<u>51</u>	(略)	(略)		117	<u>50</u>	(略)	(略)	
118	<u>52</u>	(略)			118	<u>50</u>	(略)		

119	<u>52</u>	(略)			119	<u>51</u>	(略)		
120	<u>52</u>	(略)			120	<u>51</u>	(略)		
121	<u>53</u>	(略)			121	<u>51</u>	(略)		
122	<u>53</u>	(略)			122	<u>52</u>	(略)		
123	<u>53</u>	(略)			123	<u>52</u>	(略)		
124	<u>54</u>	(略)			124	<u>52</u>	(略)		
125	<u>54</u>	(略)			125	<u>53</u>	(略)		
126	<u>54</u>	(略)			126	<u>53</u>	(略)		
127	<u>55</u>	(略)			127	<u>53</u>	(略)		
128	<u>55</u>	(略)			128	<u>54</u>	(略)		
129	<u>55</u>	(略)			129	<u>54</u>	(略)		
130	<u>56</u>	(略)			130	<u>54</u>	(略)		
131	<u>56</u>	(略)			131	<u>55</u>	(略)		
132	<u>56</u>	(略)			132	<u>55</u>	(略)		
133	<u>57</u>	(略)			133	<u>55</u>	(略)		
134	<u>57</u>	(略)			134	<u>56</u>	(略)		
135	<u>57</u>	(略)			135	<u>56</u>	(略)		
136	<u>57</u>	(略)			136	<u>56</u>	(略)		
137	<u>58</u>	(略)			137	<u>57</u>	(略)		
138	<u>58</u>	(略)			138	<u>57</u>	(略)		
139	<u>58</u>	(略)			139	<u>57</u>	(略)		
(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)		
141	<u>59</u>	(略)			141	<u>58</u>	(略)		
142	<u>59</u>				142	<u>58</u>			
(略)	(略)				(略)	(略)			

145	<u>60</u>			
(略)	(略)			

ロ 一般職俸給表(一)昇格時号俸対応表
(表は省略)

ハ 一般職俸給表(二)昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸			
	2級	3級	4級	5級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
58	(略)	<u>46</u>	(略)	(略)
59	(略)	<u>47</u>	(略)	(略)
60	(略)	<u>48</u>	(略)	(略)
61	(略)	<u>49</u>	(略)	(略)
62	(略)	<u>49</u>	(略)	(略)
63	(略)	<u>50</u>	(略)	(略)
64	(略)	<u>50</u>	(略)	(略)
65	(略)	<u>51</u>	(略)	(略)
66	(略)	<u>51</u>	(略)	(略)
67	(略)	<u>52</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
106	<u>57</u>	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
109	<u>58</u>	(略)	(略)	
110	<u>58</u>	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	

145	<u>59</u>			
(略)	(略)			

ロ 一般職俸給表(一)昇格時号俸対応表
(表は省略)

ハ 一般職俸給表(二)昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸			
	2級	3級	4級	5級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
58	(略)	<u>45</u>	(略)	(略)
59	(略)	<u>46</u>	(略)	(略)
60	(略)	<u>46</u>	(略)	(略)
61	(略)	<u>47</u>	(略)	(略)
62	(略)	<u>47</u>	(略)	(略)
63	(略)	<u>48</u>	(略)	(略)
64	(略)	<u>48</u>	(略)	(略)
65	(略)	<u>49</u>	(略)	(略)
66	(略)	<u>50</u>	(略)	(略)
67	(略)	<u>51</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
106	<u>56</u>	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
109	<u>57</u>	(略)	(略)	
110	<u>57</u>	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	

112	<u>59</u>	(略)	(略)	
113	<u>59</u>	(略)	(略)	
114	<u>59</u>	(略)	(略)	
115	<u>60</u>	(略)	(略)	
116	<u>60</u>	(略)	(略)	
117	<u>61</u>	(略)	(略)	
118	<u>61</u>	(略)	(略)	
119	<u>62</u>	(略)	(略)	
120	<u>62</u>	(略)	(略)	
121	<u>63</u>	(略)	(略)	
(略)		(略)	(略)	

ニ 医療職俸給表昇格時号俸対応表
(表は省略)

別表第4の2(第14条関係)

イ 教育職俸給表降格時対応号俸表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸			
	1級	2級	3級	4級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
29	(略)	<u>49</u>	(略)	(略)
30	(略)	<u>50</u>	(略)	(略)
31	(略)	<u>51</u>	(略)	(略)
32	(略)	<u>52</u>	(略)	(略)
33	(略)	<u>55</u>	(略)	(略)

112	<u>58</u>	(略)	(略)	
113	<u>58</u>	(略)	(略)	
114	<u>58</u>	(略)	(略)	
115	<u>59</u>	(略)	(略)	
116	<u>59</u>	(略)	(略)	
117	<u>59</u>	(略)	(略)	
118	<u>59</u>	(略)	(略)	
119	<u>60</u>	(略)	(略)	
120	<u>60</u>	(略)	(略)	
121	<u>61</u>	(略)	(略)	
(略)		(略)	(略)	

ニ 医療職俸給表昇格時号俸対応表
(表は省略)

別表第4の2(第14条関係)

イ 教育職俸給表降格時対応号俸表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸			
	1級	2級	3級	4級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
29	(略)	<u>50</u>	(略)	(略)
30	(略)	<u>52</u>	(略)	(略)
31	(略)	<u>54</u>	(略)	(略)
32	(略)	<u>56</u>	(略)	(略)
33	(略)	<u>58</u>	(略)	(略)

34	(略)	<u>58</u>	(略)	(略)	34	(略)	<u>60</u>	(略)	(略)
35	(略)	<u>61</u>	(略)	(略)	35	(略)	<u>62</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
37		<u>74</u>	(略)	(略)	37		<u>75</u>	(略)	(略)
38		<u>76</u>	(略)	(略)	38		<u>78</u>	(略)	(略)
39		<u>78</u>	(略)	(略)	39		<u>81</u>	(略)	(略)
40		<u>80</u>	(略)	(略)	40		<u>84</u>	(略)	(略)
41		<u>83</u>	(略)	(略)	41		<u>87</u>	(略)	(略)
42		<u>86</u>	(略)	(略)	42		<u>90</u>	(略)	(略)
43		<u>89</u>	(略)	(略)	43		<u>93</u>	(略)	(略)
44		<u>92</u>	(略)	(略)	44		<u>96</u>	(略)	(略)
45		<u>96</u>	(略)	(略)	45		<u>100</u>	(略)	(略)
46		<u>100</u>	(略)	(略)	46		<u>104</u>	(略)	(略)
47		<u>104</u>	(略)	(略)	47		<u>108</u>	(略)	(略)
48		<u>108</u>	(略)	(略)	48		<u>112</u>	(略)	(略)
49		<u>111</u>	(略)	(略)	49		<u>115</u>	(略)	(略)
50		<u>114</u>	(略)	(略)	50		<u>118</u>	(略)	(略)
51		<u>117</u>	(略)	(略)	51		<u>121</u>	(略)	(略)
52		<u>120</u>	(略)	(略)	52		<u>124</u>	(略)	(略)
53		<u>123</u>	(略)	(略)	53		<u>127</u>	(略)	(略)
54		<u>126</u>	(略)	(略)	54		<u>130</u>	(略)	(略)
55		<u>129</u>	(略)	(略)	55		<u>133</u>	(略)	(略)
56		<u>132</u>	(略)	(略)	56		<u>136</u>	(略)	(略)
57		<u>136</u>	(略)	(略)	57		<u>139</u>	(略)	(略)
58		<u>140</u>	(略)	(略)	58		<u>142</u>	(略)	(略)

59	<u>144</u>	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ロ 一般職俸給表(一)降格時号俸対応表

(表は省略)

ハ 一般職俸給表(二)降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸			
	1級	2級	3級	4級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
45	(略)	<u>57</u>	(略)	(略)
46	(略)	<u>58</u>	(略)	(略)
47	(略)	<u>59</u>	(略)	(略)
48	(略)	<u>60</u>	(略)	(略)
49	(略)	<u>62</u>	(略)	(略)
50	(略)	<u>64</u>	(略)	(略)
51	(略)	<u>66</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
56	<u>105</u>	(略)	(略)	(略)
57	<u>108</u>	(略)	(略)	(略)
58	<u>111</u>	(略)	(略)	(略)
59	<u>114</u>	(略)	(略)	(略)
60	<u>116</u>	(略)	(略)	(略)
61	<u>118</u>	(略)	(略)	(略)
62	<u>120</u>	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

59	<u>145</u>	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ロ 一般職俸給表(一)降格時号俸対応表

(表は省略)

ハ 一般職俸給表(二)降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸			
	1級	2級	3級	4級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
45	(略)	<u>58</u>	(略)	(略)
46	(略)	<u>60</u>	(略)	(略)
47	(略)	<u>62</u>	(略)	(略)
48	(略)	<u>64</u>	(略)	(略)
49	(略)	<u>65</u>	(略)	(略)
50	(略)	<u>66</u>	(略)	(略)
51	(略)	<u>67</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
56	<u>106</u>	(略)	(略)	(略)
57	<u>110</u>	(略)	(略)	(略)
58	<u>114</u>	(略)	(略)	(略)
59	<u>118</u>	(略)	(略)	(略)
60	<u>120</u>	(略)	(略)	(略)
61	<u>121</u>	(略)	(略)	(略)
62	<u>121</u>	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ニ 医療職俸給表降格時号俸対応表 (表は省略)	ニ 医療職俸給表降格時号俸対応表 (表は省略)	
----------------------------	----------------------------	--

附 則(令和2年4月1日経規程第14号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
 (住居手当に関する経過措置)
- 2 令和2年3月31日において改正前の第27条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っているものうち、次の各号のいずれかに該当するもの(別に定める職員を除く。)に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第27条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
 - (1) 改正後の第27条第1項の表の職員の区分のいずれにも該当しないこととなる職員
 - (2) 旧手当額から改正後の第27条第1項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員
 (期末手当の管理職加算に関する経過措置)
- 3 令和2年3月31日において現にその職にある図書館長については、引き続き在任する期間に限り、改正前の第38条表(2)の規定を適用する。